

年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、12月初旬までに下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡もしくはご郵送頂きませす様お願い申し上げます。

控除証明書等

- **生命保険料** 控除証明書
 - **個人年金保険料** 控除証明書
 - **介護医療保険料** 控除証明書
 - **地震（損害）保険料** 控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
 - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
 - **社会保険料（国民年金保険料）** 控除証明書
 - **国民健康保険料**
 - **後期高齢者医療保険料**
 - **介護保険料**
- } 本年中の支払額をご連絡ください。
メモ又は納付書等の写しで結構です。

中途就職者がおられる場合

- 前職分の平成26年分源泉徴収票

変更の有無

- 扶養親族の増減
 - 住所変更
- } 該当する際は、その旨ご連絡ください。
メモで結構です。

昨年電子申告にて合計表を提出している場合は、税務署から送られてくる書類の中に合計表の用紙は入っていないのでご注意ください。



備えあれば憂いなし

地震などの災害時に非常用食料品（フリーズドライ食品等）を購入し備蓄した場合、たとえ数十年間といった長期間保存のきくものであっても、次の理由により備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えないこととされています。

- ① 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- ② その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産や繰延資産ではないこと。
- ③ 仮に、その食品が法人税法施行令の棚卸資産の範囲に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- ④ 類似する消火器の中味（粉末又は消化液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

弊社では2019年3月まで保存のきく非常用食料品を備蓄しています。



NISA口座の基礎知識

株式や株式投資信託から受取る配当・分配金や譲渡時の利益に対する軽減税率 10%（本来は 20%・共に復興特別所得税除く）の適用が平成 25 年で終わり、26 年 1 月から N I S A 「少額投資非課税制度」が始まりました。

口座を利用できる人：満 20 歳以上で日本に住んでいる人。

口座が作れる期間：平成 26 年からの 10 年間、非課税期間は最長 5 年です。

利用できる枠：毎年新規投資額で 100 万円まで（トータル 500 万円まで）で、未使用の枠の持越し不可。

非課税の対象：株式と投資信託（株式に投資できる設計になっているもの）

取り扱う金融機関：金融機関のうち N I S A 口座に対応している金融機関。口座開設は 1 人につき 1 つの金融機関（1 口座）のみ。

N I S A 口座での取引はどれだけ利益が出ても非課税なのが大きな魅力ですが、デメリットもあります。

●非課税期間 5 年が終了して口座に当該金融商品が残っている場合、「新たな N I S A 口座の投資枠に移す」又は「課税口座に移管する」の 2 つの選択肢がありますが、共に移管時の時価がその後の「取得価格」になるため、時価によっては課税口座で売却する時の利益及び税額が大きくなります。

●取引で「損」が出た場合、課税口座と損益の相殺は出来ません。又、「損」を確定申告することにより翌年以降 3 年間繰越して利益と相殺できる制度を利用することも出来ません。

来年から、一定の手続きをとることで、1 年単位で異なる金融機関に N I S A 口座を開設できるようになります。ただし、課税・非課税及び異なる金融機関の口座を持つと管理や損益の把握などが難しくなることと、金融機関を替える手続きの手間を考えると、何度も金融機関を替えるのは得策ではなさそうです。